

<併給について> (原則)

- ・他の財団または企業・大学等からの奨学金その他の援助を受けていないこと。(金額にかかわらず)
- ・奨学金とは、その名称にかかわらず定期的に給付を受けるものあるいは一時金等をいい、学費等の免除、減免は該当しません。
→「奨学金」という名称であっても、免除等は認めます。

上記内容は原則でございますので、個別の事例やご不明点等がございましたら、ご連絡いただければ幸いに存じます。何卒よろしくお願ひ申し上げます。